

やいづ 農業委員会だより

平成 20 年 4 月 15 日 第 5 号
編集・発行
焼津市本町二丁目 16 - 32
焼津市農業委員会
TEL. 054 - 626 - 2159
FAX. 054 - 626 - 2188

平成 20 年度の農地法許可等の事務処理日程が次のとおり決まりました。

農地の売買、貸借、転用には、農業委員会の許可が必要です。申請書が提出されると決められた手続きに従って審査、(許可不許可の)処分が行われます。

農地法許可等の事務処理日程

処理月	受付締切日	地区審査会	総会
平成 20 年	4 月分	3 月 26 日 水	4 月 10 日 木
	5 月分	4 月 24 日 木	5 月 9 日 金
	6 月分	5 月 26 日 月	6 月 9 日 月
	7 月分	6 月 25 日 水	7 月 9 日 水
	8 月分	7 月 24 日 木	8 月 5 日 火
	9 月分	8 月 25 日 月	9 月 9 日 火
	10 月分	9 月 25 日 木	10 月 6 日 月
	11 月分	10 月 24 日 金	11 月 7 日 金
	12 月分	11 月 26 日 水	12 月 9 日 火
平成 21 年	1 月分	12 月 25 日 木	1 月 9 日 金
	2 月分	1 月 26 日 月	2 月 6 日 金
	3 月分	2 月 25 日 水	3 月 6 日 金

1. この日程について

上記の日程は焼津市農業委員会の平成 20 年度農地法申請等の締切日をお知らせするものです。

なお、この日程は他の行事との関係で変更する場合があります。

2. 審査会でのヒアリング

審査会での説明をお願いする場合があります。対象の事案については、書類受付時にお知らせします。

3. 農地法届出(「市街化区域」に係る届出)

届出は随時受け付けますが、受付後(補正による書類が完備後)14日以内の受理を目安にしてください。

農地の権利取得 基準面積が改正されました

農地を買ったり借りたりするためには、権利取得後の経営面積が一定以上なければなりませんがこの面積が次のように改正されました。

改正前 50a 改正後 30a

農に関する意見を提出

去る二月二七日、農業委員会
内田会長をはじめ五人の地区
代表が、戸本市長と松本市議会
議長を訪ね、農業に関する意見
書」を提出しました。

現在の農業を取り巻く厳しい
環境の実状を伝え、根本的な
農業に対する見直しの契機と
なるよう問題提起をしました。

通常、農業委員会（以後委員
会と言う）は、農地法に基づく
農地転用の審査事務を毎月行
なっていることをはじめ、農地
集積事業に対する各戸への確
認訪問、農地パトロールの実施
など様々な事業を行っていま
す。今回長い当委員会の歴史の
中でも初めて「意見書」として
正式に他の行政庁（市長・議会）
に提出したものです。この行為

は「農業委員会等に関する法
律」に基づいて行なったもので
すが、県下でも非常に珍しく大
変意義深い事として評価され
ました。



次ページに要約を掲載しま
す。

複雑多岐に急速に変化して
いく現代社会にあつて、農業の
持つ本質と地域の特性をよく
見極め、山積する課題に対して
焼津市の農業をどう確立して
いくかという積極的な視点に
立つて行政運営をするよう切
望しています。

日本の敗戦によりGHQ（占
領軍）によつて構築された体制
も、六十年以上経過し見直しの
機運が盛んに叫ばれており、委
員会制度もその例外ではあり
ません。設立当初の社会的状況
や農業を取り巻く環境が随分
変つたことも事実です。しかし、
日本の農業が国民の「食」とい
う国の根幹に関わる大変に大
きな問題に関与している状況
は、現在でも変りはありません。
今後も当委員会は社会変化に
柔軟に対応した幅広い観点か

ら、積極的に問題意識をもつて
委員会活動に取り組んでいく
所存です。

お便り募集

また、皆さんからのご意見お
便りをお待ちしています。農家
の皆さんにも伝えたい方が多い
場合は、この「委員会だより」
にも掲載したいと思っています。投
稿をお待ちしています。

* 四〇〇字詰め原稿用紙二枚
以内

* 紙面の都合で必ずしも掲載
できるとは限りません。

農業委員会のホームページ

5月15日を目標に改訂作業を
進めています。

ぜひご覧下さい。

焼津市ホームページ

<http://www.city.yaizu.lg.jp/>

からアクセスして下さい。

農業に関する意見書要約

現在の日本農業がおかれた厳しい環境を踏まえ、常日頃感じている農業に対する思いを焼津市農業委員会の意見としてまとめました。農業に対する根本的な認識の見直しの契機とし、併せてこれらの意見も参考に市民と一丸となって潤いのある街づくりをお願い致します。

― 農業の置かれた状況は、まさに内憂外患であり、外国からは貿易自由化促進の波が押し寄せ、農業に対する風当たりが非常に強くなっています。一方内憂として高齢化・後継者不足の弊害が顕著に現れており、外患以上に深刻な問題として捉え直していかねければなりません。

― 日本人にとって、農地は単に農産物を生産する場とつ以上に、治水・環境などの物理的な多面的機能や伝統文化を守る精神的機能を有する有形無形のかげがえのない財産です。日本の農業は、このような公益的機能を農民がひとえに守って来ました。これが

らは私たち日本人は、農業を社会全体で支えていかなければ国土荒廃に繋がることを自覚していかなければなりません。

― 焼津市の山間部は後継者不足により想像を越えるスピードで荒廃しており、平地部においても荒廃が進めば生活圏に密着しているため深刻な社会問題になることは必定であり、農業問題という以上に社会問題として市民全体の課題として捉えるなど認識を変えていかなければならないと考えます。

― 当市の農業環境は、急速な市街化により農地と宅地が混在化し集積・効率化が難しくなっている

ことなどに伴い、農地のあり方を再検討しなければならないと考えます。また、兼業農家がほとんどを占め専業農家との農地に対する基本的認識に違いがあったり、市街化区域と調整区域でもその認識に差異が存在しており、多面的に土地政策全般の問題として考えなければならぬ時期にも来ているのではないかと思います。

― 国や県に対しては、農業の重要性をもつと国民・消費者に理解してもらつ運動を推し進め、国民的合意のもとに最低限の安定した自給率確保政策を展開するよう更なる働きかけをお願いします。

また、農業政策を専業農家と兼業農家と分けるなど単線型から複線型の多様なものにしていくことが実態に即しているのではないかと考えます。なお、米価等農業産品の価格不安定は、農業者に対して不安と虚脱感を抱かせ、そのような状態は構造的な後継者不足に拍車を掛けています。真に意欲のある農家が必ず報われるような政策になるよう全面的支援をお願いします。

― 幼い時から農地・農業を通した「食農教育」に対する有機的・体系的

教育は日本人にとって非常に大切なことと考えます。同時に農業への認識が社会全体で変わっていくよう、一層の関与をお願いいたします。

― 今までの農業は生産のみに主眼をおいたものでしたが、消費市場を自ら開拓していく時代にあります。直販体制の整備とともに、地元外食産業など消費市場開拓にJ A等と協力して積極的にシステマ的な開発までをするよう期待します。

農業の本質と地域の特性を見極め、焼津市の現状をどのように認識し、問題をどう解決していくかが重要で、国・県の方針をそのまま受け入れることなく、積極的に焼津市の農業をどう確立していくかという視点にたつて行政を運営していただくようお願い致します。

本文は約六千五百字に及ぶので要約として記載しています。本文は農業委員会のホームページでご覧いただけます。(焼津市ホームページからアクセスして下さい。)



是永 一雄

情報発信で農業を

日本の農業もなかなかいい方向には進まず年々厳しい方向に向かっているのではないかと実感しています。後継者不足と高齢化でこれ以上農業が持続できないという地方の声も聞こえてきます。しかし、私は農業は決して滅びることはないと思っています。それは皆さんご存知のように近年非常に食料品の偽装だとか、海外の輸入食品と農産物の乱入や安全性の問題などで食料に対する消費者の意識が変わって来ているからです。

今までは消費者にとって農産物の値段が安いのが価値であったが、これからは誰が・いつ・どこで・どのように作ったかという安心感を与える情報を見聞きし購入するはずです。生産者は農産物をブランド化して、この商品が他の似たものと比較して優位性を持っているかどうかということを経営者に認識してもらい、

商品そのものの価値をいかに高めて競争力を付けていくかが重要です。消費者とコミュニケーションをとり、消費者に情報提供してその価値を多くの人に知ってもらう必要があります。見た目だけでなくレシピを紹介したり、ネーミングも重要です。

農業は国土を守り、国民に安心で安全な暮らしを確保するかけがえのない産業だと思います。私達はこの農業に誇りを持って新しい農業形態を作り上げていかなければならないと思っています。



葦科 甲子男

川柳農業始末考

農継ぐかわからぬ孫と継初め

昔から行なわれていた春田打ちも近年はやらない家が増え、珍しい行事となり淋しく思います。消費者の米離れもさる事ながら米余りによる米価の低迷は、我々のような小規模農家に

とつて後を継げと言う方が無理かも知れない。老の一徹で頑張っているだけで勘定に合うものではない。

青刈りの稲に老婆は涙ぐみ

青刈りの稲を眺めて散歩中の老婆がもったいないとしみじみと眺めていました。そんな減反政策が放棄地・荒廃地を生む元凶とも思われます。農家が農地を余らせたり自ら耕作放棄しているではありません。

減反の田に草刈り機駄々をこね

特に東益津地区の水田においては二年も耕作放棄すれば元の田にする事は出来ません。先般指示がありました地域水田農業活性化緊急対策のような長期生産調整実施契約が結ばれません。畑地利用できない水田のみではその他の方法を講じなければいけないと思います。又水田ばかりではありません。遠くから眺めれば宝の山と思われている高草山も急傾斜と後継者不在の為、高齢化の一途をたどり折角の畑総改良もその価値を失いつつあります。この対策として農業者の自覚と行政の格段の配慮とを、相携えて検討すべき事と思います。

減反で農は殺さず生かさず

と言う事にならないようにしたいものです。